

平成28年度第2回 墨田区地域自立支援協議会 議事要旨

日 時 平成29年3月23日(木) 10時~11時30分

場 所 庁舎8階 82会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 地域自立支援協議会専門部会の報告について

ア 卒後対策部会

イ 児童発達支援部会

ウ 居住系サービス部会

エ その他

(2) 障害者差別解消支援地域協議会 設立準備会について

(3) 墨田区障害福祉計画【第5期】の策定について

3 閉 会

(資 料)

資料1 墨田区障害者差別解消支援地域協議会 設立準備会について

資料2 第5期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

資料2 - 1 墨田区障害福祉計画【第5期】の策定について

資料3 事業所等利用状況および卒後の進路一覧

資料4 平成28年度第2回墨田区地域自立支援協議会 児童発達支援部会の報告について

資料5 平成28年度地域自立支援協議会 居住系サービス専門部会

資料6 平成28年度墨田区地域自立支援協議会 精神部会準備会 実施報告

墨田区地域自立支援協議会委員

氏名	所属	出欠
柳田 正明	墨田区障害者審査会委員・ 山梨県立大学	出席
清水 裕三	特定非営利活動法人 のぞみ	出席
長島 孝	社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団	出席
小野坂 明夫	社会福祉法人 墨田さんさん会	欠席
河野 元毅	特定非営利法人 とらいあぐる	出席
中山 美幸	墨田区 福祉保健部 障害者福祉課 すみだ就労支援総合センター	出席
柳 牧子	社会福祉法人 おいてけ堀協会	出席
前田 輝和	株式会社 ラックコーポレーション	欠席
柳瀬 一正	東京都立墨東病院	出席
荘司 康男	墨田区障害者団体連合会	出席
庄司 道子	墨田区手をつなぐ親の会	欠席
菊池 昌子	肢体不自由児者父母の会	出席
三浦 八重子	墨田区精神障害者家族会	出席
小板橋 一之	墨田区 福祉保健部 障害者福祉課	出席
岩瀬 均	墨田区 福祉保健部 保健計画課	欠席
西巻 隆之	都立墨東特別支援学校	欠席
秋山 篤	都立墨田特別支援学校	欠席
鎌形 由美子	墨田区民生委員・児童委員協議会	出席
西森 博	墨田公共職業安定所	出席
栗田 陽	社会福祉協議会	出席

会長 副会長

1 開 会

障害者福祉課長挨拶 省略

2 議 題

鎌形会長挨拶 省略

(1) 地域自立支援協議会専門部会の報告について

ア 卒後対策部会報告

事務局の説明 省略

(A 委員) 今回、対象となった卒業を迎える方のうち、ろう者の方はいたか。

(事 務 局) いなかった。

(B 委員) 本協議会の性格から、専門部会の報告はその人数等だけではなく、対象者の希望が通っているのか、確認が必要である。

(事 務 局) 進路先については、おおむね希望通りに進んでいる。まだ、進路先が未定の方については調整を行っているところである。

イ 児童発達支援部会

事務局の説明 省略

(C 委員) 放課後等デイサービスにおける基準省令の改正に伴い、配置条件となる児童指導員の要件はどのようなものか。

(事 務 局) 児童指導員とは、任用されることで効力を持つ、任用資格である。児童指導員として採用されるためには、都道府県が指定する児童福祉士を養成する学校、その他養成施設を卒業した者、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持つ者、大学で社会福祉等、心理学を専攻した者、3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都知事が適当と認めた者等の条件がある。

(D 委員) 虐待通報が2件とあったが、児童分野のことか。また、障害児通所支援事業の受給者数とニーズとその充足はどうなっているか？

(事 務 局) 虐待通報については、通報があったうちから、児童分野を抜粋すると2件ということである。また、障害児通所支援事業のニーズがどの程度充足されているかということであるが、支援をする事業所の充実により、当初は、学校以外の場所ですなかりを持ちたいという希望が多かったが、子どもを預けて仕事をしたいという保育の要望が多くなっている。子どもを一週間預けられる事業所は多くないため、その希望には応えられていないが、週1, 2回のサービスを受けたいという希望には応えられている。

- (小坂橋課長) 区内の事業所は増加しており、区民だけでは定員が充足されず、他区から利用者を受け入れている状況である。区内においては、需要量より供給量が大きくなっている。
- (E 委員) 虐待通報の件で、虐待認定には至らなかったということだが、苦情処理の際、責任者は関わらなかったのか。
- (事務局) 1件目は、従業員の方からの内部通報であったため、苦情ということではなかった。2件目は、保護者からの苦情であり、区に調べてほしいということであった。
- (B 委員) 国でも虐待防止マニュアルの改訂などで対応しているところであると思うが、現場ではパート、アルバイトの方などが多く、正規職員が指導、管理できるかが課題である。区としては、隠さずすぐに通報してもらう方針のもと、虐待が懸念されるものは指導に入っていくべきである。そのため、虐待通報の件数が増えるということは構わない。外部から内部に入っていくチェック機能が必要である。

ウ 居住系サービス部会

事務局の説明 省略

- (B 委員) 本全体会では、各部会で提示された課題の解決をすべきである。
- (小坂橋課長) 部会の課題として考え、全体会においても場合により協議をお願いしたい。次年度、工夫をしていきたい。
- (A 委員) グループホームにおける人材確保の難しさについて、どのような理由が分析はしているか。
- (事務局) グループホームだけ人材が確保できないというわけではなく、福祉分野全体で有効求人倍率が6倍を超えているという状況があり、福祉分野全般で人材不足が課題であると考えている。
- (F 委員) 全体会で、議題を専門部会に投げかけて、その協議結果を戻して、再度議題とすべきである。
- (G 委員) 先日、グループホームの設立の方法についての学習会に参加してきた。内容としては次のとおりである。経営の視点から、知的障害と重度身体障害の方を対象とした20名くらいの規模で3つのユニットにわけ、短期入所も入れるのがよい。施設の場所は、土地が多少高くても従事者のために駅の近くにする。グループホームは朝のケアが6時前から必要なためバスを利用する場所はよくない。運営は、ある程度の規模の社会福祉法人が行い、従事者の離職などに柔軟に対応できる体制づくりが必要である。グループホームを造って喜ぶのは当事者の親だけであり、入居する本人ではない。グループホームを造るときは、造らせていただくという姿勢でいるこ

と。造る場所が決まったら、地元町会と関わっていき、話し合いなどは、地元の町会会館を利用して行い、地域の方にも入ってもらう。地元溶け込む努力が必要であり、運営に成功しているところはそれができている。地域の方が協力的な施設は、明るく閉鎖的ではなく、従事者も順調に入ってくるという印象的な話があった。

エ その他

(事務局) 就労支援部会は、平成28年度実施しなかった。
平成29年度、精神障害部会の設立を予定している。

(2) 障害者差別解消支援地域協議会 設立準備会について

事務局の説明 省略

(A 委員) 障害者差別解消支援地域協議会準備会では、肢体障害、視覚障害の参加者がいないため、当事者の意見を聞くためにも、地域協議会では加えてほしい。

(小板橋課長) 地域協議会のメンバーは確定しているわけではないため、広げることできると考えている。

(3) 墨田区障害福祉計画【第5期】の策定について

障害福祉計画について

事務局の説明 省略

(B 委員) 精神障害の分野で、地域包括ケアシステムについて明示されている。高齢者の分野ではよく使われてきた。障害者総合支援法の改正で、平成30年度に変更されるものとして、障害福祉サービスから介護保険へ移行した際の費用負担の課題がある。これは、2025年の超高齢社会を見据えた対応が必要となるという背景がある。区の財源のことも踏まえ、地域特性を考慮した障害福祉計画の策定が必要である。

また、地域移行について、地域生活支援拠点、自立生活援助という新しいサービスが出てきた。これは、グループホームの入居者を支援して、アパート等に転居してもらい、その空きを医療的ケアが必要な人、高齢者などに使ってもらうというもの。この視点も必要となる。

さらには、医療的ケア児についての検討である。今回、法的な位置づけも明確にされたところである。重度心身障害の指標として、どの程度知的

障害があるか、身体障害があるかを判断するものとして大島分類がある。この大島分類という重度心身障害に当てはまらない医療的ケア児に対する支援を充実させることについても踏まえて障害福祉計画を策定していくことになる。発達障害者支援法の改正もあった。複雑化しているので対応が必要である。

- (D 委員) 精神障害の地域包括ケアシステムについて、精神障害者への支援、措置入院の退院支援に関する検討が必要である。区内で精神病院は、墨東病院に30床に限られている。多くの方は、精神病院がある多摩地区へ行っている。精神の専門部会において、地域の受け皿の検討はできるが、受け入れをする病院側の立場も理解する必要がある。協議の際は、家族会の方は加わっているが、当事者を入れて意見を聞くことが必要ではないかと思うので検討してもらいたい。高齢者の地域包括ケアシステムでは、住民にも加わってもらって、重要なことである意識啓発等を図っている。住民の視点も必要であると思う。
- (事務局) 精神障害部会について、平成29年度、ご意見を踏まえて、委員構成を検討していく。
- (F 委員) 高齢者分野については、地域の受け皿として、住民が加わっている。障害者の地域包括ケアシステムや施設入所者の地域移行について、国の指針の考え方を、そのまま区に当てはめてよいのか疑問がある。地域の独自性を考慮するべきである。
- (B 委員) 高齢者分野でも、介護予防という観点から、生活支援コーディネーターを配置することになっている。他区では社会福祉協議会がやっている例がある。
- (F 委員) 墨田区でも社会福祉協議会が実施している。
- (H 会長) 国の財源が限られているなか、支出を減らしていけるのか国は考えている。制度改正等により、在宅への流れがある。療養病棟を廃止し、介護保険に移行させる。精神障害の方、高齢の方と一緒にケアをすることを考えているのではないかと。社会福祉協議会にも、予算と人手に限りがあるため、区の支援も必要ではないかと考えている。
- (G 委員) 地元町会での防災の活動において話が出ていることとして、自助、共助、公助と言われるが、それに「近所」を加える考え方がある。個人情報関係で、なかなか連携がいかないところもある。ただ、支援が必要な人が声を上げれば、町会等で支援してくれる雰囲気があると思う。
- (I 委員) 福祉分野における人材不足の問題として、福祉分野の賃金は安いという考え方があることも要因ではないか。例えば、ケアマネージャーのように、個人のサービス等利用計画を作成する計画相談支援事業においては、2人

の人員をかけたも300万円程度の収入であり、赤字になってしまう。一方で、就労移行支援事業や就労継続支援B型事業等では、採算が良いため企業等が参入してくる。各事業によって、収益差がある。人材確保については、仕事の魅力をどう伝えていくかが課題である。

計画相談支援事業の報酬改善等、国への改善のための意見をどう伝えていくべきか。区の立場としては、補助金の支出を考えてもらう等の対応が考えられる。

- (小坂橋課長) 計画相談支援事業の報酬改善について、東京都に相談をしている。東京都から国に話がいつている。国は、都市部とそれ以外の地域での違いなども考えていると思われるが明確でないところもある。計画相談支援事業の報酬の低さについては認識しているので、今後も東京都に意見を伝えていく必要があると考えている。
- (B 委員) 報酬の課題について、全国一律の国のやり方ではなく、地方分権の考え方から、例えば、福祉分野で就職をした場合、手当を10万円出すこととして、人材が集まった、等のモデルが出てくれれば、国も対応を検討するのではないか。
- (G 委員) 福祉人材の確保について、保育分野では行政が保育士に手当を出したり、家賃補助を出している。例えば、福祉系の学校を卒業して、区内の法人に就労したら、授業料免除にする等も考えられる。
- (B 委員) 国においては、施設入所者を地域移行させて、入所施設を減らそうとしている。40代、50代の年齢の家族によって支えられなくなっている。65歳未満の場合、特定疾病に該当する場合を除き、介護保険も使えないため、地域で支えようということになる。ただ、その地域において、支援するための地域包括ケアシステムが確立されていない。障害の有無に関わらず、高齢になるといずれ特養老人ホーム等に入ることも出てくるため、施設を増やしている。この高齢化への視点を踏まえた議論が必要である。生まれてから切れ目のない支援が必要であると言われており、障害福祉計画の計画期間は3年間であるが、長期的な視点が必要である。
- (鎌形会長) 貴重なご意見ありがとうございました。それでは本日の議事を終了とさせていただきます。
- (小坂橋課長) 本日はどうもありがとうございました。